

＜ 消費税法 第 75 回（令和 7 年度） 解 答 ＞

〔第一問〕

問 1 計 35 点

(1)

＜意義＞

① 資産の譲渡等

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

② 特定資産の譲渡等

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

＜本件取引が消費税の課税対象となるかどうか＞

以下①～③により、本件取引は国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）に該当し、課税の対象となる。

① 本件取引は、電気通信回線を介して行われる役務の提供であり、電気通信利用役務の提供として資産の譲渡等に該当する。

② 本件取引は、事業者以外の者であっても利用できる取引であり、事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供に該当することから、特定資産の譲渡等には該当しない。

③ 本件取引は、日本国内に住所を有する者に対するサービスであり、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所が国内であることから、国内取引に該当する。

(2)

＜設立 3 期目の納税義務の有無の判定＞

① 原則

(イ) 基準期間における課税売上高 0 円 ≤ 1,000 万円

(ロ) 適格請求書発行事業者に該当しない

② 特定期間

(イ) 課税売上高 0 円 ≤ 1,000 万円

(ロ) 国外事業者のため、給与等の金額を特定期間における課税売上高とすることはできない。

③ 新設法人

基準期間（令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日）の末日の翌日以降（令和 6 年 11 月 1 日）に、日本国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始しているため、設立 3 期目の事業年度は、基準期間がないものとみなされる。

期首資本金 2,000 万円 ≥ 1,000 万円 ∴ 納税義務あり

＜根拠法令＞

① 小規模事業者に係る納税義務の免除

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者（適格請求書発行事業者を除く。）については、原則にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、別段の定めがある場合を除き、消費税を納める義務を免除する。

② 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例

個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その個人事業者又は法人のうち、その個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その個人事業者のその年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

なお、国外事業者以外の事業者は、特定期間中に支払った所得税法に規定する支払明細書に記載すべき一定の給与等の金額に相当するものの合計額をもって、特定期間における課税売上高とすることができる。

③ 新設法人の納税義務の免除の特例

新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例により納税義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

なお、その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度については基準期間がないものとみなす。

問2 計15点

(1)

＜課税売上割合に準ずる割合の承認の効果の生ずる課税期間＞

「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を令和7年3月17日に提出し、令和7年4月23日に承認を受けているため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの課税期間が承認の効果の生ずる課税期間となる。

＜根拠法令＞

課税売上割合に準ずる割合の適用について承認を受けようとする事業者は、課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、その申請書の提出があった課税期間の末日の翌日から一月を経過する日までの間にその承認があったときは、その課税期間の末日においてその承認があったものとみなして、その割合を適用する。

(2)

＜当課税期間における仕入控除税額の計算＞

- ① 当課税期間の課税売上割合 $92\% < 95\%$ ∴ 按分計算（個別対応方式又は一括比例配分方式）が必要
- ② 前々課税期間及び前課税期間に継続して一括比例方式を適用しているため、当課税期間は、一括比例配分方式の継続適用の制限は受けないことから、個別対応方式又は一括比例配分方式を選択適用することができる。
- ③ 個別対応方式は、下記の金額の合計により仕入控除税額の計算を行う。
 - (イ) 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れ等の税額の合計額
 - (ロ) 共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に、課税売上割合（92%）に代えて課税売上割合に準ずる割合（97%）を乗じて計算した金額
- ④ 一括比例配分方式は、課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合（92%）を乗じて、仕入控除税額の計算を行う。

<根拠法令>

その課税期間における課税売上高が5億円を超えると、又はその課税期間における課税売上割合が95%に満たないときは、課税仕入れ等の税額の合計額は、原則に関わらず、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める方法により計算した金額とする。

① 個別対応方式

(イ) 適用要件及び計算方法

その課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びにその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等によりのみ要するもの、その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合には、イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する。

ただし、この規定にかかわらず、②の方法により計算することができる。

イ 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

(ロ) 課税売上割合に準ずる割合

個別対応方式による場合において、課税売上割合に準ずる割合（その割合が、その事業者の営む事業の種類等の異なるごとに区分して算出したものである場合には、その区分して算出したそれぞれの割合。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものがあるときは、上記(イ)ロに掲げる金額は、その事業者の次のロに規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、課税売上割合に代えて、その割合を用いて計算した金額とする。

イ その割合がその事業者の営む事業の種類又はその事業に係る費用の種類に応じて合理的に算定されるものであること。

ロ その割合を用いて上記(イ)ロの金額を計算することにつき、その納税地の所轄税務署長の承認を受けたものであること。

② 一括比例配分方式

(イ) 計算方法

その課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法をいう。

(ロ) 一括比例配分方式の継続適用

一括比例配分方式により計算することとした事業者は、その方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできない。

〔第二問〕 計 50 点

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%		
① 課税売上げ		
$8,250,000 + 2,750,000 + 242,453 + (1,969,606 - 12,050) + 495,000,000 + 500,000,000 + 330,233$ $= 1,008,530,242$		
$1,008,530,242 \times \frac{100}{110} = 916,845,674$		
② 特定課税仕入れ		
50,184,347		
③ ①+②=967,030,021 → 967,030,000 (千円未満切捨)		
(2) 6.24%		
$(3,687,048,955 - 467,874,500) \times \frac{100}{108} = 2,980,717,087 \rightarrow 2,980,717,000$		
(3) (1) + (2) = 3,947,747,000		
金 額		3,947,747,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%		
$967,030,000 \times 7.8\% = 75,428,340$		
(2) 6.24%		
$2,980,717,000 \times 6.24\% = 185,996,740$		
(3) (1) + (2) = 261,425,080		
金 額		261,425,080 円

Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 課税売上高			
① $916,845,674 + 2,980,717,087 = 3,897,562,761$			
② $(14,247,289 + 40,402,160) \times \frac{100}{108} = 50,601,341$			
③ ①－②＝3,846,961,420			
(2) 輸出免税売上高			
467,874,500			
(3) 非課税売上高			
① $9,786 + 765,474 + (30,934,530 + 2,970) + 50,000,000 + 6,000,000 + 347,400,000 \times 5\% + 12,050 \times 5\%$ $+ 330,000,000 + 550,000,000 + 82,550 = 985,165,912$			
② 2,970			
③ ①－②＝985,162,942			
(4) $\frac{(1) + (2)}{(1) + (2) + (3)} = \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862}$			
課税売上割合			4,314,835,920 円
			5,299,998,862 円

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程			(単位：円)
$\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} \div 81.4\% < 95\%$			
判定結果	☐ 全額控除 ☒ 個別対応方式又は一括比例配分方式		
	いずれかに✓を付すこと		

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程				(単位：円)
(1) 区分経理及び税額				
① 課税資産の譲渡等に係るのみ要するもの				
(イ) 課税仕入れに係る消費税額				
イ 7.8%				
(a) $7,697,063 + 26,560,000 + (3,819,476 - 3,000) + 8,200 + 547,000 + (12,346,000 - 3,960,000)$				
$+ 13,680,492 + 37,843,920 + 845,610 + 600,000 + 169,328,916 + 190,263,441 + 75,812,921$				
$+ 4,699,546 + (2,204,320 - 545,000 - 165,000) + 5,138,401 + 4,961,360 + 9,694,324 = 561,377,990$				
$561,377,990 \times \frac{7.8}{110} = 39,806,802$				
(b) $3,960,000 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 224,640$				
(c) (a) + (b) = 40,031,442				
ロ 6.24%				
$(456,012,654 - 13,680,492) + (57,996,973 - 4,699,546) + 7,028,244 = 502,657,833$				
$502,657,833 \times \frac{6.24}{108} = 29,042,452$				
ハ イ + ロ = 69,073,894				
(Ⅱ) 特定課税仕入れに係る消費税額				
$50,184,347 \times \frac{7.8}{100} = 3,914,379$				
(Ⅲ) (イ) + (Ⅱ) = 72,988,273				
② その他の資産の譲渡等に係るのみ要するもの				
$13,200 \times \frac{7.8}{110} = 936$				
③ 共通して要するもの				
(イ) 7.8%				
イ $1,225,893 + 160,600 + 120,000 + 650,000 + 5,490,000 + (713,454 - 1,500) + 103,000$				
$+ (12,065,405 - 3,450,000 - 1,100,000 - 2,346,500) + (2,172,389 - 125,500) + 1,987,603$				
$+ (2,756,432 - 880,000) + 1,800,000 + 431,000 + (1,237,054 - 210,755) + 1,195,579 + 2,546,198$				
$+ 2,764,537 + 8,967,481 + 27,291,000 + 34,716,000 + 210,989,345 + 4,010,680 + 13,094,400$				
$+ 784,230 + 8,201,420 = 337,359,445$				
$337,359,445 \times \frac{7.8}{110} = 23,921,851$				
ロ $2,346,500 + 880,000 + (870,000 - 181,700) = 3,914,800$				
$3,914,800 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 222,075$				
ハ イ + ロ = 24,143,926				

計 算 過 程		(単位：円)
(㍀) 6.24% イ $754,000 + 243,000 + 210,755 = 1,207,755$ $1,207,755 \times \frac{6.24}{108} = 69,781$ ロ $181,700 \times \frac{6.24}{108} \times 80\% = 8,398$ ハ イ + ロ = 78,179 (㍁) (イ) + (ロ) = 24,222,105 ④ 合計 (イ) 課税仕入れに係る消費税額 イ 7.8% (a) $561,377,990 + 13,200 + 337,359,445 = 898,750,635$ $898,750,635 \times \frac{7.8}{110} = 63,729,590$ (b) $3,960,000 + 3,914,800 = 7,874,800$ $7,874,800 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 446,715$ (c) (a) + (b) = 64,176,305 ロ 6.24% (a) $502,657,833 + 1,207,755 = 503,865,588$ $503,865,588 \times \frac{6.24}{108} = 29,112,233$ (b) 8,398 (c) (a) + (b) = 29,120,631 ハ イ + ロ = 93,296,936 (ロ) 特定課税仕入れに係る消費税額 3,914,379 (ハ) (イ) + (ロ) = 97,211,315 (2) 個別対応方式 $(1) \textcircled{1} + (1) \textcircled{3} \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 92,707,976$ (3) 一括比例配分方式 $(1) \textcircled{4} \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 79,141,691$ (4) (2) > (3) $\therefore 92,707,976$		
金 額		92,707,976 円

【仕入れに係る消費税額の調整】

計 算 過 程		(単位：円)
(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)		
(1) 調整対象固定資産の判定		
業務管理システム	$31,500,000 \times \frac{100}{110} = 28,636,363 \geq 1,000,000$	∴該当する
(2) 著しい変動の判定		
① 前々課税期間 (仕入れ時の課税売上割合)		
	$\frac{3,245,287,552}{3,260,120,198} \div 99.5\%$	
② 通算課税売上割合		
	$\frac{3,245,287,552 + 3,452,433,566 + 4,314,835,920}{3,260,120,198 + 3,551,928,722 + 5,299,998,862} = \frac{11,012,557,038}{12,112,047,782} \div 90.9\%$	
③ 判定		
(イ) 変動差	$99.5\% - 90.9\% = 8.6\% \geq 5\%$	
(ロ) 変動率	$\frac{8.6\%}{99.5\%} \div 8.6\% < 50\%$	∴著しい変動に該当しない
(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)		
(1) 居住用賃貸建物の判定		
① マンションA		
	$420,000,000 + 330,233 = 420,330,233$	
	$420,330,233 \times \frac{100}{110} = 382,118,393 \geq 10,000,000$	∴該当する
② ビルB		
	$120,000,000 + 380,000,000 = 500,000,000$	
	$500,000,000 \times \frac{100}{110} = 454,545,454 \geq 10,000,000$	∴該当する
(2) マンションA		
① 課税譲渡等割合		
(イ) 課税		
	$495,000,000 \times \frac{100}{110} = 450,000,000$	
(ロ) 非課税		
イ	$6,875,000 + 41,250,000 + 30,934,530 + 2,970 = 79,062,500$	
ロ	$2,970$	
ハ	$イ - ロ = 79,059,530$	
(ニ) $\frac{(イ)}{(イ) + (ロ)} = \frac{450,000,000}{529,059,530}$		
② 調整税額		
(イ)	$420,330,233 \times \frac{7.8}{110} = 29,805,234$	
(ロ)	$(イ) \times \frac{450,000,000}{529,059,530} = 25,351,315$	

計 算 過 程		(単位：円)
(3) ビルB		
① 課税譲渡等割合		
(イ) 課税		
$(500,000,000 + 330,233) \times \frac{380,000,000}{120,000,000 + 380,000,000} \times \frac{100}{110} = 345,682,706$		
(ロ) 非課税		
$50,000,000 + 50,000,000 = 100,000,000$		
(ハ) $\frac{(イ)}{(イ) + (ロ)} = \frac{345,682,706}{445,682,706}$		
② 調整税額		
(イ) $380,000,000 - 8,000,000 \times \frac{380,000,000}{120,000,000 + 380,000,000} = 373,920,000$		
$373,920,000 \times \frac{7.8}{110} = 26,514,327$		
(ロ) $(イ) \times \frac{345,682,706}{445,682,706} = 20,565,178$		
(4) (2) + (3) = 45,916,493 (加算)		
(5) $92,707,976 + 45,916,493 = 138,624,469$		
	調整税額	45,916,493 円
	調整後の仕入れに係る消費税額	138,624,469 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$(14,247,289 + 40,402,160) \times \frac{6.24}{108} = 3,157,523$		
	金 額	3,157,523 円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$475,431 \times \frac{6.24}{108} = 27,469$		
	金 額	27,469 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
261,425,080－138,624,469－3,157,523－27,469＝119,615,619 → 119,615,600 (百円未満切捨)		
	金 額	119,615,600 円

Ⅳ 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
【中間申告の要否の判定】		
(1) 一月中間申告		
$\frac{107,164,200}{12} = 8,930,350 > 4,000,000$ ∴適用あり		
(2) 三月中間申告		
適用なし		
(3) 六月中間申告		
適用なし		
【中間納付税額】		
8,930,300 (百円未満切捨) × 11 回＝98,233,300		
	金 額	98,233,300 円

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
119,615,600－98,233,300＝21,382,300		
	金 額	21,382,300 円